

3-3 男女共同参画社会の実現

■現状と課題

女性も男性も性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、「文化の風薫るまち」をめざす未来豊島区の重要な課題です。

豊島区では昭和63年に計画期間10年の第一次行動計画（「豊島区婦人行動計画ーとしま150プラン」）を策定し、男女共同参画社会実現という新しい課題に向けた取組みを開始しました。さらに、平成13年には、第二次行動計画「としま男女共同参画推進プラン」を策定し、これらの行動計画に基づき、平成4年に、「男女平等推進センター（エポック10）」を開設、平成14年には、「男女共同参画都市」宣言を行い、翌15年には「男女共同参画推進条例」を制定、区民一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその人らしく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、区を挙げて取組む決意を明らかにしました。

これまでの取組みによって、家庭、職場、地域社会での男女共同参画意識は、着実に浸透してきているものの、今なお性別に起因する人権侵害や、固定的な役割分担意識、社会的慣行など多くの課題が残されており、引き続き家庭、学校、職場などあらゆる場における男女平等意識の啓発及び男女共同参画の視点に立った取組みが必要です。

また、昨今の高度情報化とグローバル化が進む中、多様化する価値観やライフスタイル、少子高齢化に適切に対応し、「活力と輝きに満ちたまち」を創造していくためには、次のような課題に対し、さらなる取組みを進めていく必要があります。

1. 性別にかかわらず、多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、男女が互いに責任を分かち合うことが不可欠ですが、女性の指導的地位に占める割合や意思決定過程への参画が極めて不十分な状況にあります。今後、公的分野・私的分野を問わずあらゆる分野における女性の参画を拡大する機会を整備していくことが必要です。
2. 家庭生活においては、家族を構成する男女が家族の一員としての役割を果たすことが必要ですが、働く女性が家庭生活と社会生活を両立させることはいまだ難しい状況にあります。

したがって、男女ともに仕事と育児・介護等が両立できるような施策・環境整備等社会的支援が求められています。

3. 雇用の分野においては、女性のパートタイム、アルバイト、派遣社員等非正規雇用が急速に進んでおり、採用・職域・昇進等の機会と処遇等の面で男女間の格差は依然として存在します。雇用の分野における男女共同参画の推進について事業者に協力を要請していく必要があります。

4. 男女がお互いの身体的特質を理解しあい、人権を尊重しながら、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提条件です。しかし、女性の健康に対する男女間の正確な知識・理解の欠如が障害となって女性の健康が

脅かされている状況があります。このような課題に対し、生涯を通じた女性の健康を支援するための総合的な取組みが必要です。

5. 女性に対する配偶者等による暴力被害、女性労働者の雇用に関する差別的取扱いの問題などの相談に適切に対応するために、内外の関係機関とネットワークを構築しつつ、支援体制を強化していく必要があります。

■施策の方向

区民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、だれもが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において、ともに参画し、責任を分かち合える男女共同参画社会の仕組みづくりを推進します。

①男女共同参画社会の条件整備

男女がともに、その個性と能力を存分に発揮できるよう、区民の意識改革をすすめます。

また、あらゆる場における男女共同参画の意識の普及・啓発、人権侵害の禁止、職業と家庭生活の調和のとれた環境づくりなど、条件整備を推進します。さらに、その実現のため、関連機関との連携を積極的に図ります。

■成果指標

	指標名	現 状	前期目標 (平成22年度)	後期目標 (平成27年度)
1	男女が共同で社会に参加できると考える区民の割合	区民 18.6% 団体 28.4%	↗	↗
2	女性の就業率	34% (平成12年)	36%	38%

※特に表記がない限り、現状値は平成16年度末のものである。

【説明】

- 「協働のまちづくりに関する区民意識調査（平成17年3月実施）」の割合
- 区内の15歳以上の女性に占める主に仕事に従事する人の割合。平成7年、12年の国勢調査ではほぼ横ばいで推移。

■計画事業

◎ 既存重要A A事業 ○ 既存重要A事業 〔建〕 施設建設事業 〔新〕 新規重要事業

施策の方向	事業名	
	番号	事業名
1 男女共同参画社会の条件整備	1	◎ 男女共同参画啓発事業
	2	○ 男女平等推進センター「エポック10」管理運営事業
	3	○ 相談事業

【参考】

○計画事業以外の事業

施策の方向		事業名	
1 男女共同参画社会の条件整備	1	男女共同参画推進会議運営	
	2	苦情処理機関運営	

1 男女共同参画社会の条件整備

3-3-1-1 ◎男女共同参画啓発事業

【事業内容】 制度・組織・慣行・社会規範などに残っている、性別による役割分担意識を解消するために、講座、講演会、啓発誌などにより啓発活動を実施する。

【今後の方向性】 男女共同参画推進条例の基本理念を実現するには啓発の充実が必要であるので、分野別に計画的に講座等を実施していく。登録団体との共催事業を実施していくことによって、より効果的な啓発活動を実施する。

前 期 (平成18～22年度)			
事業量	35講座 115回、その他事業 45回 啓発誌発行 10回	事業費 (百万円)	12

3-3-1-2 ◎男女平等推進センター「エポック10」管理運営事業

【事業内容】 センターを運営するために設置した「運営委員会」に関する事務及び男女共同参画社会実現のための拠点施設の管理運営を行う。

【今後の方向性】 男女共同参画推進条例の基本理念を実現する活動の拠点施設として今後とも運営していく。

前 期 (平成18～22年度)			
事業量	開設日数 約1,500日	事業費 (百万円)	80

3-3-1-3 ◎相談事業

【事業内容】 一般相談：女性をとりまく様々な問題について相談を受け、自ら解決の道をさぐれるように、自立を支援する。

専門相談：弁護士・医師・臨床心理士などが専門分野に関する相談（法律相談・こころ相談・からだ相談・DV相談）に応じる。

【今後の方向性】 女性を取り巻く様々な問題は今後とも継続的に発生していくものと考えられるので、よりきめ細かい相談事業を実施していく。

前 期 (平成18～22年度)			
事業量	一般相談 約1,500日、専門相談 360回	事業費 (百万円)	9